

日本 NPO 学会 会則施行細則

第1条（目的）

この細則は、日本 NPO 学会会則の施行に関して、総会及び理事会等の方法を定めることを目的とする。

第2条（電磁的方法）

会則第11条、第12条3項、第14条2項、第24条1項、4項、5項、第27条1項における電磁的方法とは、電子メール（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送受信し、その情報が送信者及び受信者の使用する電子計算機のファイルに記録できるものをいう。以下同じ。）を用いた方法とする。

第3条（電磁的方法による決議の要件）

会則第27条第1項に規定する理事及び監事全員が同時に意見を表明できる電磁的方法とは、電子メールを利用するメーリングリストの方法をいう。

第4条（議案の提案）

会長は、会則第27条第1項の規定に基づき、議案の内容につき回答期限を付して、理事及び監事全員に送信して提案しなければならない。

第5条（回答）

1 前条の提案を受けた理事は、当該議案について第2項に規定する回答期限までに、賛否及び付帯意見がある場合はその意見を電子メールにて送信して回答しなければならない。

2 回答期限は、受信日の翌日から5日以上の間を設けて会長が決定するものとする。ただし、緊急に決議を要すると会長が判断するときは、理事及び監事の過半数の承諾を得て、この期間を短縮することができる。

第6条（理事会決議の省略）

回答期限までに、理事の過半数の回答を受信した場合であって、回答数の過半数が当該議案について賛成の意思表示をしたときは、当該議案は可決する理事会の決議があったものとみなす。

第7条（報告）

会長は、前条による議案の可決、否決又はその他の事情について、メーリングリスト等により理事及び監事全員に報告しなければならない。

第8条（回答の保存及び議事録）

会長は、受信した各理事の回答及びその経過について作成した議事録を保存しなければならない。

第9条（実施に必要な事項）

この細則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

第10条（改廃）

この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は平成29年5月14日より施行する。

この細則は令和3年6月10日より施行する。